# 令和８年度青森県介護支援専門員研修受講支援事業費補助金実施要綱

１　目的

介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）資格の取得・維持に必要となる法定研修の受講料の負担軽減を実施することで、介護支援専門員等の人材確保及び定着を促進し、地域の介護提供体制を確保することを目的とする。

２　実施主体

介護支援専門員等の資格の取得又は更新に必要な、別表１に定める法定研修（以下「補助対象研修」という。）を受講した介護職員等（以下「研修受講者」という。）が就労し、その受講料（ただし、指定教材代や交通費等は除く。以下同じ。）の全部又は一部を負担する県内の別表２に該当する介護施設等

３　事業内容

研修受講者の受講料を補助対象事業所が一部又は全部負担するときの当該補助に要する経費を助成する。

４　補助要件

（１）　研修受講者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①　令和８年度補助対象研修を修了していること。

②　ケアプラン作成を行う介護支援専門員等として、補助対象事業所（同一の事業所に限る。）に補助対象研修期間の最終日又は介護支援専門員として勤務を開始する日のいずれか遅い日から３か月以上の期間継続して就業していること。

③　補助対象者に直接雇用されていること。

④　申請に係る受講料について、青森県以外の自治体等から補助（教育訓練給付金（雇用保険法第 60 条の２に基づく教育訓練給付金をいう。以下同じ。）を除く。）を受けていないこと。

（２）　補助対象者及び補助対象事業所は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

①　申請に係る受講料について、青森県以外の自治体等から補助を受けていないこと。

②　補助対象研修の受講料の全額又は一部を負担していること。なお、研修受講者が受講料を支払った場合には、その全部又は一部について、補助対象者から研修受講者への支払を完了させていること。

別表１

| | |
|---|---|
| 補助対象<br>研修 | 公益社団法人青森県介護支援専門員協会が実施する次の研修<br>・介護支援専門員実務研修<br>・介護支援専門員更新研修（実務経験者・１回目）<br>・介護支援専門員更新研修（実務経験者・２回目以降）<br>・介護支援専門員更新研修（実務未経験者）<br>・介護支援専門員再研修<br>・主任介護支援専門員研修<br>・主任介護支援専門員更新研修 |

別表２

| | |
|---|---|
| 補助対象<br>事業所 | 介護保険法に規定される次のサービスを提供する介護施設等<br>・特定施設入居者生活介護<br>・小規模多機能型居宅介護<br>・認知症対応型共同生活介護<br>・地域密着型特定施設入居者生活介護<br>・地域密着型介護老人福祉施設<br>・複合型サービス<br>・居宅介護支援<br>・介護保険施設<br>・介護予防支援 |